

総財第34号
令和7年4月14日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



審査申立書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第176条第5項の規定に基づき、次のとおり審査を申し立てます。

- 1 審査申立人の氏名及び住所
沖縄県知事 玉城 康裕
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 審査申立てに係る議決の内容
令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において修正議決された「甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る議決（以下「本件議決」という。）
- 3 審査申立てに係る議決があった年月日
令和7年3月28日
- 4 審査申立ての趣旨
本件議決を取り消す裁定を求める。
- 5 審査申立ての理由
別添のとおり
- 6 添付書類
資料1 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その1）（抜粋）
資料2 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）甲第1号議案令和7年度一般会計予算に対する修正案
資料3 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算に対する修正案

- 資料4 議案等採決区分表
- 資料5 議決予算送付書（抜粋）
- 資料6 再議書
- 資料7 再議に付された予算について
- 資料8 修正案提案理由（発言内容の文字起こし）
- 資料9 令和6年第4回沖縄県議会（定例会）会議録（抜粋）
- 資料10 令和7年度予算編成方針（抜粋）

審査申立ての理由

目次

第1	本件議決について.....	1
1	議会による修正について.....	1
(1)	本件議決に至る経緯について.....	1
(2)	本件議決の概要について.....	2
(3)	議会による修正の理由について.....	2
第2	本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由.....	3
1	法令上の規定等について.....	3
(1)	地方自治法上の予算修正権について.....	3
(2)	予算の趣旨を損なうような増額修正であるかの判定について.....	4
2	本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由.....	5
(1)	内容について.....	5
(2)	規模について.....	7
(3)	当該予算全体との関連について.....	7
(4)	翌年度以降の行財政運営に対する影響度について.....	8
(5)	その他行財政運営に係る事項について.....	9
(6)	借換債以外の地方債に対する影響について.....	10
(7)	予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかについて.....	10
第3	結語.....	11

第1 本件議決について

1 議会による修正について

(1) 本件議決に至る経緯について

ア 沖縄県知事は、令和7年2月12日に沖縄県議会に対し、令和7年度沖縄県一般会計予算案、特別会計予算案及び公営企業会計予算案を提出した（資料1）。

イ これらの議案については、令和7年第1回沖縄県議会（定例会）での本会議、予算特別委員会等での質疑を経て、予算特別委員会において令和7年3月25日に採決されることとなり、その際、宮里洋史議員ほかから、甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算及び甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算に対する修正案（資料2及び資料3）が提出され、賛成多数で議決された（資料4）。

ウ 予算特別委員会で修正議決された甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算及び甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算が、令和7年3月28日の本会議においても修正議決された（資料5）。

エ 沖縄県知事は、当該修正議決が、長の提案した予算の趣旨を損なうものであり、法第97条第2項ただし書に規定する「長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」に抵触し、議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認められるとして、法第176条第4項の規定に基づき再議に付した（資料6）。

オ 沖縄県議会は、この再議を受け、同日の会議において、先の

議決のとおり決定した（資料7）。

(2) 本件議決の概要について

ア 本件議決は、令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の歳入予算に係る借換債について、臨時財政対策債償還分として借換えをすることができる範囲であると議会が推計した58億円を増額し、一般会計繰入金を58億円減額するとともに、第2表地方債の限度額を修正するものであった。

イ また、令和7年度沖縄県一般会計予算の歳出予算において、公債管理特別会計への繰出しを58億円減額し、財政調整基金積立金を58億円増額するものであった。なお、それぞれの会計の歳入歳出総額に変更はない。

(3) 議会による修正の理由について

議会による修正の理由は、次のとおり（資料8）。

ア 臨時財政対策債の返済については、地方財政計画上、財源保障がなされていることから、借換えずに実質的に繰上償還を行うことは、本来、事業に充てることができるキャッシュをみすみす取り逃している。

イ 借換債の増額は県債残高が増え、将来の財政運営に支障が生ずることとなることが懸念されるが、沖縄県の実質公債費比率及び将来負担比率は全国に比べ低い。そのため、借換えを58億円増額したとしても、比率への影響は特段危険視すべきもので

はないと考える。

ウ 借換可能額 266 億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は 165 億円であり、原案の 173 億円の臨時財政対策債と一般債の借換債の予定額で按分した 107 億円との差額 58 億円を増額することにより、臨時財政対策債相当額の全額借換えることを求める。

エ 公債管理特別会計繰出金を 58 億円減額し、後年度における事業費の財源確保を目的として、同額を財政調整基金へ積み立てる。

第 2 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由

1 法令上の規定等について

(1) 地方自治法上の予算修正権について

ア 予算案の修正に当たっては、法第 97 条第 2 項により「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」と規定されている。

イ 「長の予算の提出の権限を侵す」とは、「長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことをいうものである。」とされており、「発案権を侵して修正議決された予算は是正されなければならない。」とされている（逐条地方自治法第 9 次改訂版（以下「逐条」という。）382～383 ページ）。

ウ 「増額」とは、予算全体を増額する場合及び全体としては

増額しないでも各款項を増額する場合を含む。」とされている
(逐条 382 ページ)。

エ 地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政
体制及びガバナンスのあり方に関する答申(平成 28 年 3 月 16
日)」において、「予算については長に提案権が専属している
ことから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討
していくべきである。」とあり、議会の修正権は厳格に解され
ている。

(2) 予算の趣旨を損なうような増額修正であるかの判定について

ア 「予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかどうかを判
定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、
当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営におけ
る影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判
断することが必要」とされている(昭和 52 年 10 月 3 日付け自
治省行政局長通知)。

イ 「予算の趣旨については、長が予定していない新たな目標を
追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正
を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するよ
うな増額修正は、予算の趣旨を損なうもの」と解されている。

また、「当該予算全体に占めるウェイト及び予算に盛り込ま
れている他の施策との関連や、翌年度以降の行財政運営に対す
る影響度も含めて判断する必要がある」とされている(地方財
務実務提要(第 1 巻 2101~2103 ページ))。

2 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由

本件議決は、以下のとおり予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであるため、法第97条第2項ただし書の規定に違反する。

(1) 内容について

ア 原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成した。

イ 借換債は、年度ごとに発行可能額が異なり、恒常的な財源としては安定しないため、後年度に継続する事業の財源とするには課題がある。

ウ 本件議決は、「本来、事業に充てることのできるキャッシュをみすみす取り逃している」（資料8）とのことで、借換債を増額し、財政調整基金に積み立てるものとなっているが、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。

エ 地方財政法（昭和23年法律第109号）附則第33条の5の2に規定されている各年度の臨時財政対策債は、全額借入れを行っている。その借換えに当たっては、地方公共団体の判断によ

り行うこととなる。

借換えの判断を行うに当たっては、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら総合的に判断している。

オ 借換可能額 266 億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は 165 億円である。

原案の 173 億円を臨時財政対策債とそれ以外の県債との借換可能額の比率で按分して推計した額 107 億円と、165 億円との差額 58 億円が増額された。

しかし、借換債の内訳（臨時財政対策債とそれ以外）については、金融機関との交渉の結果、借換時に決まるものであり、臨時財政対策債相当額として算出した推計は、合理性を欠いている。

カ 議会が予算の修正を行おうとするときは、「長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい」（昭和 52 年 10 月 3 日付け自治省行政局長通知）とされている。

令和 6 年 11 月定例会及び令和 7 年 2 月定例会の一般質問で、借換えを積極的に行って様々な事業を実施すべきではないかという質問があったが、必要な事業には所要額を精査した上でそれに見合った財源を措置しているところであり、借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであるため、金利の動向や今後の財政状況等を見極め慎重に判断していると答弁している（資料 9）。また、令和 7 年 3 月 7 日の予算特別委員会（概要説明）及び同月 10 日の常任委員会（予算特別

委員会から依頼を受けて予算審査)で、臨時財政対策債の返済を留保しておいて財源確保する考え方についての質問があったが、令和6年11月定例会及び令和7年2月定例会の一般質問と同様の答弁をしている。しかしながら、常任委員会の審査の過程で生じた疑義について、改めて質疑を行う令和7年3月18日の予算特別委員会の総括質疑では取りあげられることなく、同月25日の予算特別委員会の採決に先立ち修正案が提出された。

以上のことから、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出したとは言い難い。

(2) 規模について

ア 本件議決は、原案で計上している借換債173億円に対し、58億円、約34%増の231億円とするものであり、昨今の金利上昇傾向にある中、借換えにより将来の県民への利子負担は増大する。

イ 借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しているが、具体的な議論がない上、議会による推計にすぎない58億円を増額することは過大であり、修正の必要性・相当性を欠いている。

(3) 当該予算全体との関連について

ア 原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成した。

イ 本件議決は、後年度の財源確保のみを目的に財政調整基金を積み増すことになっており、その必要性について何ら議論が行われていない。

ウ 財政調整基金残高は、原案約 71 億円に対し、本件議決では約 129 億円と大幅な増となる。

エ 原案における財政調整基金残高約 71 億円は、前年度と同規模となっている。

令和 6 年度においても様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えており、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠ける。

(4) 翌年度以降の行財政運営に対する影響度について

ア 県債については、新沖縄県行政運営プログラムに基づく取組みを継続するとともに、必要な公共施設等の建設資金の確保及び世代間の公平性を勘案し適切に発行している。

イ これまで、歳入不足を補う地方債である臨時財政対策債の借換えについては、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきた。

ウ 原案では、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対応や、Jリーグ規格スタジアム、大型MICE施設整備など、公共施設等に係る旺盛な財政需要により、施設整備に要する費用は今後さらに増加することを勘案し、将来にわた

り持続的・安定的な財政運営が可能となるよう、借換債の所要額を計上している。

エ 県債の借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しており、本件議決により、直近の金利で試算すると約5億円の負担増となり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更なる利子負担の増が見込まれる。

オ 地方財政法第4条の2で「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定されており、当該条項は、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めている（新版地方財政法逐条解説33～34ページ）。本件議決は、この原則を否定するものである。

(5) その他行財政運営に係る事項について

ア 沖縄県の予算編成の基本的な考え方である「令和7年度予算編成方針」の中で、県債については、後年度の財政負担に十分配慮して計上することとしており（資料10）、本件議決における後年度の財源を確保することを目的とした借換債の増額は、「長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却する」ものである。

イ 議会は、実質公債費比率や将来負担比率への影響は、特段危険視すべきものではないとしているが、今回の修正議決によって、後年度の償還額及び利子負担は確実に増加する。

ウ 地方債は、予算書において、財政の都合で繰上償還、償還年限の変更又は借換えを自治体の裁量で行うことが可能となっているが、本件議決はその考え方を没却するものである。

エ 将来の世代への財政負担を含めた財政運営は、最終的に知事が責任を負うことになる。そのため、原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成している。本件議決が認められることになれば、後年度の財政負担の責任が不明確になる。

(6) 借換債以外の地方債に対する影響について

地方自治体の財政運営は、長期的視野をもって地域の財政需要に対応していくものであり、他都道府県の実質公債費比率や将来負担比率との比較を予算編成で考慮することは、適当ではない。

また、本件議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となる。

(7) 予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかについて

(1) から (6) の事由を勘案すると、本件議決については、予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであると言わざるを得ない。

第3 結語

以上のことから、本件議決は、長の予算の提出の権限を侵すものであり、法第97条第2項ただし書の規定に違反することから、本件議決を取り消す裁定を求める。

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和7年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和7年2月12日提出

沖 縄 県

令和7年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和7年度沖縄県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	13
甲第3号議案	令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	15
甲第4号議案	令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	17
甲第5号議案	令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算	19
甲第6号議案	令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	22
甲第7号議案	令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	24
甲第8号議案	令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	26
甲第9号議案	令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	28
甲第10号議案	令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	30
甲第11号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	32
甲第12号議案	令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	34
甲第13号議案	令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	37
甲第14号議案	令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	39
甲第15号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	41
甲第16号議案	令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	44
甲第17号議案	令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	46
甲第18号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	48
甲第19号議案	令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算	51
甲第20号議案	令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	54
甲第21号議案	令和7年度沖縄県病院事業会計予算	57
甲第22号議案	令和7年度沖縄県水道事業会計予算	60
甲第23号議案	令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算	64
甲第24号議案	令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算	67

甲第1号議案

令和7年度沖縄県一般会計予算

令和7年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ889,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		168,923,000 千円
	1 県 民 税	51,571,000
	2 事 業 税	44,964,000
	3 地 方 消 費 税	38,685,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,039,000
	5 県 た ば こ 税	2,068,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	869,000
	7 軽 油 引 取 税	7,270,000
	8 自 動 車 税	17,391,000
	9 鉱 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 石 油 価 格 調 整 税	989,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	68,000
2 地方消費税清算金		74,034,452
	1 地方消費税清算金	74,034,452
3 地方譲与税		30,737,000
	1 特別法人事業譲与税	29,773,000
	2 地方揮発油譲与税	531,000
	3 石油ガス譲与税	14,000
	4 自動車重量譲与税	186,000
	5 森林環境譲与税	25,000
	6 航空機燃料譲与税	208,000
4 市町村たばこ税県交付金		1,669,275
	1 市町村たばこ税県交付金	1,669,275
5 地方特例交付金		683,000
	1 地方特例交付金	683,000
6 地方交付税		226,005,000
	1 地方交付税	226,005,000
7 交通安全対策特別交付金		356,900
	1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		634,884 千円
	1 分担金	49,011
	2 負担金	585,873
9 使用料及び手数料		14,990,365
	1 使用料	12,579,815
	2 手数料	163,427
	3 証紙収入	2,247,123
10 国庫支出金		194,258,653
	1 国庫負担金	55,507,620
	2 国庫補助金	135,814,709
	3 委託金	2,936,324
11 財産収入		4,241,890
	1 財産運用収入	1,767,007
	2 財産売却収入	2,474,883
12 寄附金		134,930
	1 寄附金	134,930
13 繰入金		50,540,595
	1 特別会計繰入金	48,230
	2 基金繰入金	50,492,365
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		80,222,455
	1 延滞金、加算金及び過料	267,483
	2 県預金利子	23,012
	3 公営企業貸付金元利収入	5,031,899
	4 貸付金元利収入	62,910,098
	5 受託事業収入	736,150
	6 収益事業収入	5,574,793
	7 雑収入	5,679,020
16 県債		41,927,600
	1 県債	41,927,600
歳入合計		889,360,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,437,245 千円
	1 議 会 費	1,437,245
2 総 務 費		82,596,306
	1 総 務 管 理 費	36,415,757
	2 企 画 費	14,523,993
	3 徴 税 費	6,733,412
	4 市 町 村 振 興 費	18,703,802
	5 選 挙 費	776,385
	6 防 災 費	3,660,419
	7 統 計 調 査 費	1,362,425
	8 人 事 委 員 会 費	205,647
	9 監 査 委 員 費	214,466
3 民 生 費		139,616,332
	1 社 会 福 祉 費	82,112,266
	2 児 童 福 祉 費	46,451,954
	3 生 活 保 護 費	10,963,443
	4 災 害 救 助 費	88,669
4 衛 生 費		54,740,401
	1 公 衆 衛 生 費	21,271,423
	2 環 境 衛 生 費	2,252,998
	3 環 境 保 全 費	2,731,470
	4 保 健 所 費	2,329,073
	5 医 薬 費	17,271,977
	6 保 健 衛 生 費	8,883,460
5 労 働 費		2,696,686
	1 労 政 費	1,424,436
	2 職 業 訓 練 費	1,130,197
	3 労 働 委 員 会 費	142,053

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		53,865,525 千円
	1 農 業 費	17,572,306
	2 畜 産 業 費	4,652,366
	3 農 地 費	22,538,425
	4 林 業 費	1,769,898
	5 水 産 業 費	7,332,530
7 商 工 費		80,741,153
	1 商 業 費	3,143,499
	2 工 鉱 業 費	70,724,574
	3 観 光 費	6,873,080
8 土 木 費		88,045,931
	1 土 木 管 理 費	13,216,123
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,570,384
	3 河 川 海 岸 費	8,000,337
	4 港 湾 費	7,192,016
	5 都 市 計 画 費	14,520,458
	6 住 宅 費	11,932,999
	7 空 港 費	4,613,614
9 警 察 費		38,777,413
	1 警 察 管 理 費	36,002,016
	2 警 察 活 動 費	2,775,397
10 教 育 費		189,886,385
	1 教 育 総 務 費	23,134,567
	2 小 学 校 費	58,003,257
	3 中 学 校 費	35,968,982
	4 高 等 学 校 費	44,616,649
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,770,555
	6 社 会 教 育 費	2,548,132
	7 保 健 体 育 費	2,299,161
	8 大 学 費	2,545,082

款	項	金額
11 災害復旧費		4,526,432 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2,830,249
	2 土木施設災害復旧費	1,633,218
	3 教育施設災害復旧費	62,965
12 公債費		62,954,720
	1 公債費	62,954,720
13 諸支出金		88,975,471
	1 ゴルフ場利用税交付金	608,580
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	403,716
	4 公営企業費	332,680
	5 財政調整基金積立金	41,416
	6 県有施設整備基金積立金	2,534,231
	7 利子割交付金	53,955
	8 配当割交付金	408,485
	9 株式等譲渡所得割交付金	892,717
	10 退職手当基金積立金	1,870
	11 減債基金積立金	39,860
	12 地域振興基金積立金	188
	13 法人事業税交付金	3,271,208
	14 地方消費税交付金	37,235,316
	15 地方消費税清算金	38,150,931
	16 特別会計等繰出金	127
17 公営企業貸付金	5,000,000	
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		889,360,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
賦 課 徴 収 費 (県 税 収 納 委 託 事 業)	令和 8 年度	51,789
賦 課 徴 収 費 (税 務 事 務 運 営 費)	令和 8 年度	3,580
公 有 財 産 管 理 費 (公 有 財 産 管 理 運 営 費)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	45,522
公 有 財 産 管 理 費 (公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業)	令和 8 年度	315,086
庁 舎 公 舎 管 理 費 (防 災 危 機 管 理 セ ン タ ー 棟 (仮 称) 整 備 事 業)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	9,497,672
庁 舎 公 舎 管 理 費 (本 庁 舎 (行 政 棟) 改 修 事 業)	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	13,074,972
財 政 管 理 調 査 費 (予 算 編 成 支 援 シ ス テ ム 更 改 ・ 運 用 事 業)	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	231,685
通 信 対 策 事 業 費	令和 8 年度	204,710
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	949,152
児 童 相 談 管 理 シ ス テ ム 改 修 費	令和 8 年度	28,100
医 師 確 保 対 策 事 業 費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	医学臨床研修プログラム経費 に関する沖縄県とハワイ大学 との契約額167,622千円に為替 相場変動に伴う額を加えた額 を限度とする。
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和 8 年度から 令和 25 年度まで	36,363

事 項	期 間	限 度 額
経営体育成資金融通等利子補給金	令和8年度から 令和14年度まで	千円 2,728
令和7年度に沖縄県農業協同組合 及び全国農地保有合理化協会が沖 縄県農業振興公社に融資したこと によって損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から 令和16年度まで	沖縄県農業振興公社が事業 を行うため金融機関等から 資金を借り入れた場合の総額 179,653千円に約定利息と損失 が生じた場合の損失額及びそ の利息を加えた額を限度とす る。
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和7年度から 令和26年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を 行うため全国農地保有合理化 協会から資金を借り入れた場 合の総額420千円に約定利息 と損失が生じた場合の損失額 及びその利息を加えた額を限 度とする。
漁業近代化資金利子補給金	令和8年度から 令和27年度まで	61,584
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和8年度から 令和14年度まで	772
水産環境整備事業	令和8年度	177,857
水産生産基盤整備事業	令和8年度	120,000
県融資制度損失補償	令和7年度から 令和26年度まで	559,415
機械類貸与事業損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和8年度から 令和9年度まで	113,326

事 項	期 間	限 度 額
		千円
建設業指導監督費	令和8年度	345,015
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和8年度から 令和12年度まで	1,284,566
県単道路事業（管理）	令和8年度から 令和17年度まで	190,000
道路新設改良費（港湾課）	令和8年度	755,000
沖縄振興公共投資交付金（河川） （堰堤改良事業）	令和8年度から 令和9年度まで	395,448
住宅市街地総合整備費 （真喜良第二団地1期設備工事）	令和8年度	217,291
住宅市街地総合整備費 （石川団地造成工事）	令和8年度	277,500
公営住宅建設費 （平良北団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	2,096,056
公営住宅建設費 （松川団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	1,392,320
空港管理運営費	令和8年度	63,800
人材育成推進費 （県外進学大学生支援事業）	令和8年度から 令和13年度まで	92,400
企画管理費 （教育情報化推進事業）	令和8年度から 令和12年度まで	233,168
中学校教育用設備整備費	令和8年度から 令和12年度まで	18,648
県立中学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	24,992

事 項	期 間	限 度 額
		千円
教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校)	令和8年度から 令和12年度まで	325,128
特別支援学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	43,491
学校建設費(高等学校)	令和8年度から 令和9年度まで	3,321,609
施設整備費(特別支援学校)	令和8年度から 令和9年度まで	4,600,105
教育財産管理費(特別支援学校)	令和8年度	87,500
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	令和8年度	560,192
情 報 管 理 費	令和8年度から 令和12年度まで	71,172
運 転 免 許 費	令和8年度から 令和12年度まで	108,371
捜 査 第 一 活 動 費	令和8年度から 令和13年度まで	335,320
災 害 対 策 費	令和8年度から 令和9年度まで	452,083

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁舎整備事業	2,766,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	378,500			
緊急防災・減災事業	2,071,300			
那覇空港整備促進事業費	204,000			
通信施設改修事業	211,200			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	2,518,300			
脱炭素化推進事業	4,495,300			
本庁舎(行政棟)改修事業	1,112,000			
公共施設等適正管理推進事業 (ユニバーサルデザイン化事業)	32,200			
駐留軍用地跡地 先行取得事業費	326,900			
第32軍壕保存・公開事業	8,600			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	267,700			
地域情報通信基盤運営事業費	9,500			
防災対策事業	1,908,800			
社会福祉施設整備事業	127,800			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	22,500			
施設整備事業 (一般財源化分)	136,200			
児童相談所整備事業	49,500			
公共事業等	12,408,300			
栽培漁業センター整備事業	12,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
緊急自然災害防止対策事業	5,303,300			
地域活性化事業	22,500			
宮古家保焼却施設等整備事業	50,000			
北部家保防疫資材 備蓄庫整備事業	56,000			
県有MICE施設改修事業	8,800			
県営住宅建設事業	2,296,200			
県単道路整備事業	522,700			
県単河川等整備事業	86,400			
交通事業	138,400			
緊急浚渫推進事業	802,300			
県単県営住宅整備事業	7,500			
警察庁舎等施設整備事業	142,000			
交通安全施設整備事業	294,200			
一般補助施設整備等事業	25,600			
学校教育施設等整備事業	826,800			
臨時高等学校改築等事業	884,300			
看護大学施設設備補助金事業	10,100			
特別支援学校整備事業	65,400			
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	280,000			
学校施設改装・改修事業費	53,200			
産業教育設備整備事業	19,700			
災害復旧事業	964,200			
合計	41,927,600			

令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和7年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,219,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		62,919,299 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	62,919,299
2 県 債		17,300,000
	1 県 債	17,300,000
歳 入 合 計		80,219,299

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		80,219,299 千円
	1 公 債 費	80,219,299
歳 出 合 計		80,219,299

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	17,300,000 <small>千円</small>	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和7年度。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	17,300,000			

令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）甲第 1 号議案令和 7 年度沖縄県一
般会計予算に対する修正案

上記の修正案を別紙のとおり会議規則第 76 条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

予算特別委員長 又 吉 清 義 殿

提出者	官	里	洋	史
	比	嘉		忍
	新	垣	淑	豊
	仲	里	全	孝
	仲	村	家	治
	西	銘	啓	史郎
	吳	屋		宏
	島	袋		大

(別紙)

甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案

令和7年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算		
歳 出		
款	項	金 額
12 公 債 費		57,154,720 千円
	1 公 債 費	57,154,720
13 諸 支 出 金		94,775,471 千円
	5 財政調整基金積立金	5,841,416

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和7年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和7年2月12日提出

沖 縄 県

款	項	金額
11 災害復旧費		4,526,432 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2,830,249
	2 土木施設災害復旧費	1,633,218
	3 教育施設災害復旧費	62,965
12 公債費		57,154,720 62,954,720
	1 公債費	57,154,720 62,954,720
13 諸支出金		94,775,471 88,975,471
	1 ゴルフ場利用税交付金	608,580
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	403,716
	4 公営企業費	332,680
	5 財政調整基金積立金	41,416 5,841,416
	6 県有施設整備基金積立金	2,534,231
	7 利子割交付金	53,955
	8 配当割交付金	408,485
	9 株式等譲渡所得割交付金	892,717
	10 退職手当基金積立金	1,870
	11 減債基金積立金	39,860
	12 地域振興基金積立金	188
	13 法人事業税交付金	3,271,208
	14 地方消費税交付金	37,235,316
	15 地方消費税清算金	38,150,931
	16 特別会計等繰出金	127
	17 公営企業貸付金	5,000,000
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		889,360,000

令和7年第1回県議会（2月定例会）提出

当初予算説明書

沖縄県

修正議案

部 局 別 予 算 内 訳

単位：千円

款	部	局	県 議 会	事 務 局	知 事 公 室	総 務 部	企 画 部	環 境 部	生 活 部	こ ど も 未 来 部	保 健 医 療 介 護 部	農 水 産 部	林 産 部	商 務 部	工 業 部	文 化 観 光 部	土 建 部	木 部	出 納 事 務 局	教 育 委 員 会	公 委 員 会	安 委 員 会	種 各 委 員 会	計
議 会 費			1,437,245																					1,437,245
総 務 費				6,070,959	34,713,086	39,376,517				438,442						595,346			994,699				407,257	82,596,306
民 生 費									38,344,032	45,706,403	55,565,897													139,616,332
衛 生 費								3,660,029		3,877,271	47,203,101													54,740,401
労 働 費															2,554,633								142,053	2,696,686
農 水 産 業 費												53,865,525												53,865,525
商 工 費									68,244						73,799,829	6,873,060								80,741,153
土 木 費																	88,045,931							88,045,931
警 察 費																					38,777,413			38,777,413
教 育 費											971,175					3,026,034				185,889,176				189,886,365
災 復 旧 費												2,830,249					1,633,218			62,965				4,526,432
公 債 費																								57,154,720
諸 支 出 金											5,000,000													94,775,477
予 備 費						500,000																		500,000
合 計			1,437,245	6,070,959	182,109,326	39,376,517	3,660,029	38,412,276	50,022,116	108,740,173	55,695,774	76,388,413	89,679,149	994,699	185,952,141	38,777,413	549,310	889,360,000						

目	本年度	前年度	比較	節		事	項	金額	左の財源内訳					
				区	分				金額	国庫金	県債	その他の		一般財源
												特定財源	一般財源	
8				旅費	4,482	公債管理特別会計		2,250					2,250	
10				需用費	9,610	繰								
11				役務費	5,825									
13				使用料及び 賃借料	1,130									
22				償還金、利子 及び割引料	6,400									
27				繰出金	2,250									
						計		32,671			135		32,536	
計	57,154,720 62,954,720	62,901,003	△5,746,283 59,777					57,154,720 62,954,720			8,979,271		48,175,449 58,975,449	
合	57,154,720 62,954,720	62,901,003	△5,746,283 59,777					57,154,720 62,954,720			8,979,271		48,175,449 58,975,449	

(款) 13 諸支出金		財政調整基金積立金										単位：千円
		(項) 5 財政調整基金積立金		比較	前年度	本年度	節		説			
目	本年度	前年度	比較				区分	金額	事項	金額	国支	庫出
1	5,841,416 41,416	851	5,840,565 40,565	24	5,841,416 41,416	(財政課)	5,841,416 41,416					
財政調整基金積立金						財政調整基金積立金					41,416	5,800,000
						計	5,841,416 41,416				41,416	5,800,000
計	5,841,416 41,416	851	5,840,565 40,565				5,841,416 41,416				41,416	5,800,000

(款) 13 諸支出金										
(項) 17 公営企業貸付金										
目	本年度	前年度	比較	節		説明				
				区分	金額	事項	金額	国庫支出	県債	その他の特定財源
1				20						
県立病院貸付金	5,000,000	0	5,000,000	貸付金	5,000,000	(医療政策課)	5,000,000			5,000,000
						計	5,000,000			5,000,000
2										
水道事業会計貸付金	0	3,000,000	△3,000,000							
計	5,000,000	3,000,000	2,000,000				5,000,000			5,000,000
合計	94,775,471	75,754,787	19,020,684				94,775,471		2,617,692	92,157,779
	88,975,471	75,229,684					88,975,471			86,357,779

単位：千円

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
1 普通	523,373,532	499,557,246	40,963,400	52,720,451	487,770,195
(1) 総	283,972,705	259,428,844	9,668,000	23,687,760	245,407,004
(2) 民	2,332,295	2,082,893	340,000	223,528	2,199,365
(3) 衛	1,995,856	1,735,784	185,700	112,348	1,809,136
(4) 労	570,574	588,609	27,600	15,400	600,809
(5) 農	43,772,980	44,171,438	3,446,300	4,629,808	42,987,930
(6) 商	10,516,060	9,767,412	8,800	1,562,816	8,213,396
(7) 土	141,275,593	142,490,545	21,581,200	16,268,891	147,802,854
(8) 公	5,220,886	5,599,693	1,058,000	854,597	5,803,096
(9) 教	33,643,586	33,622,991	4,647,800	5,323,207	32,947,584
(10) 議	72,997	69,037	0	52,096	16,941
2 災	5,941,203	6,253,020	964,200	325,923	6,891,297
(1) 農	274,812	413,691	529,400	152,346	790,745
(2) 土	4,880,943	5,054,247	422,900	148,851	5,328,296
(3) 教	785,448	785,082	11,900	24,726	772,256
合 計	529,314,735	505,810,266	41,927,600	53,056,374	494,681,492

令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）甲第 19 号議案令和 7 年度沖縄県公
債管理特別会計予算に対する修正案

上記の修正案を別紙のとおり会議規則第 76 条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

予算特別委員長 又 吉 清 義 殿

提出者 宮 里 洋 史
比 嘉 忍
新 垣 淑 豊
仲 里 全 孝
仲 村 家 治
西 銘 啓史郎
呉 屋 宏
島 袋 大

(別紙)

甲第 19 号議案「令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		57,119,299 千円
	1 一般会計繰入金	57,119,299
2 県 債		23,100,000 千円
	1 県 債	23,100,000

第 2 条中第 2 表地方債の一部を次のように改める。

第 2 表 地方債	
起債の目的	限度額
借 換 債	23,100,000 千円
合 計	23,100,000

修正議案

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和7年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和7年2月12日提出

沖 縄 県

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		57,119,299 62,919,299 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	57,119,299 62,919,299
2 県 債		23,100,000 17,300,000
	1 県 債	23,100,000 17,300,000
歳 入 合 計		80,219,299
歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		80,219,299 千円
	1 公 債 費	80,219,299
歳 出 合 計		80,219,299

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>23,100,000 17,300,000</p>	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和7年度。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	<p>23,100,000 17,300,000</p>			

令和7年第1回県議会（2月定例会）提出

当初予算説明書

沖縄県

令和7年度沖縄県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

単位：千円

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区	分 額	
1 繰 入 金	57,119,299 62,919,299	62,866,328	△5,747,029 52,971			
1 一 般 会 計 繰 入 金	57,119,299 62,919,299	62,866,328	△5,747,029 52,971			
1 一 般 会 計 繰 入 金	57,119,299 62,919,299	62,866,328	△5,747,029 52,971	一 般 会 計 繰 入 金	57,119,299 62,919,299	
2 県 債	23,100,000 17,300,000	11,500,000	11,600,000 5,800,000			
1 県 債	23,100,000 17,300,000	11,500,000	11,600,000 5,800,000			
1 借 換	23,100,000 17,300,000	11,500,000	11,600,000 5,800,000	借 換	23,100,000 17,300,000	
歳 入 合 計	80,219,299	74,366,328	5,852,971			

目	本年度	前年度	比較	節		説			明								
				区	分	金額	事	項	金額	左の財源内訳			一般財源				
										国支	庫金	債		他の特定財源			
計	80,219,299	74,366,328	5,852,971												23,100,000	57,119,299	
															17,900,000	62,019,299	
合	80,219,299	74,366,328	5,852,971												23,100,000	57,119,299	
															17,900,000	62,019,299	
歳出合計	80,219,299	74,366,328	5,852,971												23,100,000	57,119,299	
															17,900,000	62,019,299	

議 案 等 採 決 区 分 表

議案39件（予算39件（うち先議15件））

採決の結果（内訳）

2月13日採決分（先議 補正予算）

甲第25号及び甲第26号 全会一致 原案可決 2件

3月5日採決分（先議 補正予算）

甲第27号から甲第39号まで 全会一致 原案可決 13件

3月25日採決分（当初予算）

甲第1号修正案（ワシントン駐在活動事業費関係（ていーだ平和ネット所属委員提出）） 少数 否 決 1件

（沖縄自民党・無所属の会、公明党及び維新の会反対）

甲第1号修正案（ワシントン駐在活動事業費関係（沖縄自民党・無所属の会所属委員提出）） 多数 可 決 1件

（沖縄自民党・無所属の会、公明党及び維新の会賛成）

甲第1号修正案（借換債関係（沖縄自民党・無所属の会所属委員提出）） 多数 可 決 1件

（沖縄自民党・無所属の会及び公明党賛成、維新の会退席）

甲第1号（修正可決部分を除く原案）

全会一致 原案可決 1件

甲第19号修正案（借換債関係（沖縄自民党・無所属の会所属委員提出））

多数 可 決 1件

（沖縄自民党・無所属の会及び公明党賛成、維新の会退席）

甲第19号（修正可決部分を除く原案）

全会一致 原案可決 1件

甲第2号から甲第18号まで及び甲第20号から甲第24号まで

全会一致 原案可決 22件

令和7年第1回議会（2月定例会）

予 算 特 別 委 員 会

(補正予算：2月13日先議採決分)

議案番号	議案名	議決の結果	所管部局
甲第25号	令和6年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)	全会案一致 原案可決	総務部
甲第26号	令和6年度沖縄県水道事業会計補正予算(第2号)	全会案一致 原案可決	企業局

(補正予算：3月5日先議採決分)

議案番号	議案名	議決の結果	所管部局
甲第27号	令和6年度沖縄県一般会計補正予算(第7号)	全会案一致 原案可決	総務部
甲第28号	令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	商工労働部
甲第29号	令和6年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第30号	令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	農林水産部
甲第31号	令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	農林水産部
甲第32号	令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第33号	令和6年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第34号	令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第35号	令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第36号	令和6年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第2号)	全会案一致 原案可決	土木建築部
甲第37号	令和6年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	総務部
甲第38号	令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	全会案一致 原案可決	保健医療部
甲第39号	令和6年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)	全会案一致 原案可決	病院事業局

(当初予算：3月25日採決分)

議案番号	議案名	議決の結果	所管部局
甲第1号	令和7年度沖縄県一般会計予算	多数修正議決 (修正案別紙1、2)	総務部

議案番号	議案名	議決の結果	所管部局
甲第2号	令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	農林水産部
甲第3号	令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	商工労働部
甲第4号	令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	商工労働部
甲第5号	令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第6号	令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	こども未来部
甲第7号	令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	全会案一致 全原案一致	総務部
甲第8号	令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	農林水産部
甲第9号	令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	農林水産部
甲第10号	令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	農林水産部
甲第11号	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	商工労働部
甲第12号	令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第13号	令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	全会案一致 全原案一致	商工労働部
甲第14号	令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	全会案一致 全原案一致	商工労働部
甲第15号	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第16号	令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第17号	令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第18号	令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	全会案一致 全原案一致	土木建築部
甲第19号	令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算	多数議決 修正議決 (修正案別紙3)	総務部

議案番号	議案名	議決の結果	所管部局
甲第20号	令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	全会一致 原案可決	保健医療部 介護部
甲第21号	令和7年度沖縄県病院事業会計予算	全会一致 原案可決	病院事業局
甲第22号	令和7年度沖縄県水道事業会計予算	全会一致 原案可決	企業局
甲第23号	令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算	全会一致 原案可決	企業局
甲第24号	令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算	全会一致 原案可決	土木建築部

(別紙)

甲第 1 号議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		82,556,963 千円
	1 総 務 管 理 費	36,376,414
14 予 備 費		539,343 千円
	1 予 備 費	539,343

(別紙)

甲第 1 号議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 出		
款	項	金 額
12 公 債 費		57,154,720 千円
	1 公 債 費	57,154,720
13 諸 支 出 金		94,775,471 千円
	5 財政調整基金積立金	5,841,416

(別紙)

甲第 19 号議案「令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		57,119,299 千円
	1 一般会計繰入金	57,119,299
2 県 債		23,100,000 千円
	1 県 債	23,100,000

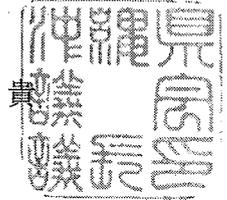
第 2 条中第 2 表地方債の一部を次のように改める。

第 2 表 地方債	
起債の目的	限度額
借 換 債	23,100,000 千円
合 計	23,100,000

沖議局第 1143 号
令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事
玉城 康 裕 殿

沖縄県議会議長
中 川 京 貴



議決予算送付書

令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）の 3 月 28 日の会議において議決した
下記予算を地方自治法第 219 条第 1 項の規定により別紙のとおり送付します。

記

議案番号	件 名	議決の結果
甲第 1 号議案	令和 7 年度沖縄県一般会計予算	修正議決
甲第 2 号議案	令和 7 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	原案可決
甲第 3 号議案	令和 7 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	原案可決
甲第 4 号議案	令和 7 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	原案可決
甲第 5 号議案	令和 7 年度沖縄県下地島空港特別会計予算	原案可決
甲第 6 号議案	令和 7 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
甲第 7 号議案	令和 7 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	原案可決
甲第 8 号議案	令和 7 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
甲第 9 号議案	令和 7 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	原案可決
甲第 10 号議案	令和 7 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	原案可決



議案番号	件名	議決の結果
甲第 11 号議案	令和 7 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	原案可決
甲第 12 号議案	令和 7 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	原案可決
甲第 13 号議案	令和 7 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	原案可決
甲第 14 号議案	令和 7 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	原案可決
甲第 15 号議案	令和 7 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	原案可決
甲第 16 号議案	令和 7 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	原案可決
甲第 17 号議案	令和 7 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	原案可決
甲第 18 号議案	令和 7 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	原案可決
甲第 19 号議案	令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算	修正議決
甲第 20 号議案	令和 7 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
甲第 21 号議案	令和 7 年度沖縄県病院事業会計予算	原案可決
甲第 22 号議案	令和 7 年度沖縄県水道事業会計予算	原案可決
甲第 23 号議案	令和 7 年度沖縄県工業用水道事業会計予算	原案可決
甲第 24 号議案	令和 7 年度沖縄県流域下水道事業会計予算	原案可決

令和7年度沖縄県一般会計予算

令和7年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ889,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		168,923,000 千円
	1 県 民 税	51,571,000
	2 事 業 税	44,964,000
	3 地 方 消 費 税	38,685,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,039,000
	5 県 た ば こ 税	2,068,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	869,000
	7 軽 油 引 取 税	7,270,000
	8 自 動 車 税	17,391,000
	9 鉱 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 石 油 価 格 調 整 税	989,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	68,000
2 地方消費税清算金		74,034,452
	1 地方消費税清算金	74,034,452
3 地方譲与税		30,737,000
	1 特別法人事業譲与税	29,773,000
	2 地方揮発油譲与税	531,000
	3 石油ガス譲与税	14,000
	4 自動車重量譲与税	186,000
	5 森林環境譲与税	25,000
	6 航空機燃料譲与税	208,000
4 市町村たばこ税県交付金		1,669,275
	1 市町村たばこ税県交付金	1,669,275
5 地方特例交付金		683,000
	1 地方特例交付金	683,000
6 地方交付税		226,005,000
	1 地方交付税	226,005,000
7 交通安全対策特別交付金		356,900
	1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		634,884 千円
	1 分担金	49,011
	2 負担金	585,873
9 使用料及び手数料		14,990,365
	1 使用料	12,579,815
	2 手数料	163,427
	3 証紙収入	2,247,123
10 国庫支出金		194,258,653
	1 国庫負担金	55,507,620
	2 国庫補助金	135,814,709
	3 委託金	2,936,324
11 財産収入		4,241,890
	1 財産運用収入	1,767,007
	2 財産売却収入	2,474,883
12 寄附金		134,930
	1 寄附金	134,930
13 繰入金		50,540,595
	1 特別会計繰入金	48,230
	2 基金繰入金	50,492,365
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		80,222,455
	1 延滞金、加算金及び過料	267,483
	2 県預金利子	23,012
	3 公営企業貸付金元利収入	5,031,899
	4 貸付金元利収入	62,910,098
	5 受託事業収入	736,150
	6 収益事業収入	5,574,793
	7 雑収入	5,679,020
16 県債		41,927,600
	1 県債	41,927,600
歳入合計		889,360,000

修正議決により 貳拾字 削
 貳拾字 挿



歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,437,245 千円
	1 議 会 費	1,437,245
2 総 務 費		82,556,963 82,596,300
	1 総 務 管 理 費	36,376,414 36,415,757
	2 企 画 費	14,523,993
	3 徴 税 費	6,733,412
	4 市 町 村 振 興 費	18,703,802
	5 選 挙 費	776,385
	6 防 災 費	3,660,419
	7 統 計 調 査 費	1,362,425
	8 人 事 委 員 会 費	205,647
	9 監 査 委 員 費	214,466
3 民 生 費		139,616,332
	1 社 会 福 祉 費	82,112,266
	2 児 童 福 祉 費	46,451,954
	3 生 活 保 護 費	10,963,443
	4 災 害 救 助 費	88,669
4 衛 生 費		54,740,401
	1 公 衆 衛 生 費	21,271,423
	2 環 境 衛 生 費	2,252,998
	3 環 境 保 全 費	2,731,470
	4 保 健 所 費	2,329,073
	5 医 薬 費	17,271,977
	6 保 健 衛 生 費	8,883,460
5 労 働 費		2,696,686
	1 労 政 費	1,424,436
	2 職 業 訓 練 費	1,130,197
	3 労 働 委 員 会 費	142,053

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		53,865,525 千円
	1 農 業 費	17,572,306
	2 畜 産 業 費	4,652,366
	3 農 地 費	22,538,425
	4 林 業 費	1,769,898
	5 水 産 業 費	7,332,530
7 商 工 費		80,741,153
	1 商 業 費	3,143,499
	2 工 鉱 業 費	70,724,574
	3 観 光 費	6,873,080
8 土 木 費		88,045,931
	1 土 木 管 理 費	13,216,123
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,570,384
	3 河 川 海 岸 費	8,000,337
	4 港 湾 費	7,192,016
	5 都 市 計 画 費	14,520,458
	6 住 宅 費	11,932,999
	7 空 港 費	4,613,614
9 警 察 費		38,777,413
	1 警 察 管 理 費	36,002,016
	2 警 察 活 動 費	2,775,397
10 教 育 費		189,886,385
	1 教 育 総 務 費	23,134,567
	2 小 学 校 費	58,003,257
	3 中 学 校 費	35,968,982
	4 高 等 学 校 費	44,616,649
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,770,555
	6 社 会 教 育 費	2,548,132
	7 保 健 体 育 費	2,299,161
	8 大 学 費	2,545,082

修正議決により 五拾字削除
 五拾参字挿入



款	項	金額
11 災害復旧費		4,526,432 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2,830,249
	2 土木施設災害復旧費	1,633,218
	3 教育施設災害復旧費	62,965
12 公債費		57,154,720 62,954,720
	1 公債費	57,154,720 62,954,720
13 諸支出金		94,775,471 88,975,471
	1 ゴルフ場利用税交付金	608,580
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	403,716
	4 公営企業費	332,680
	5 財政調整基金積立金	5,841,416 41,416
	6 県有施設整備基金積立金	2,534,231
	7 利子割交付金	53,955
	8 配当割交付金	408,485
	9 株式等譲渡所得割交付金	892,717
	10 退職手当基金積立金	1,870
	11 減債基金積立金	39,860
	12 地域振興基金積立金	188
	13 法人事業税交付金	3,271,208
	14 地方消費税交付金	37,235,316
	15 地方消費税清算金	38,150,931
	16 特別会計等繰出金	127
	17 公営企業貸付金	5,000,000
14 予備費		539,343 500,000
	1 予備費	539,343 500,000
歳出合計		889,360,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
賦 課 徴 収 費 (県 税 収 納 委 託 事 業)	令和 8 年度	千円 51,789
賦 課 徴 収 費 (税 務 事 務 運 営 費)	令和 8 年度	3,580
公 有 財 産 管 理 費 (公 有 財 産 管 理 運 営 費)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	45,522
公 有 財 産 管 理 費 (公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業)	令和 8 年度	315,086
庁 舎 公 舎 管 理 費 (防 災 危 機 管 理 セ ン タ ー 棟 (仮 称) 整 備 事 業)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	9,497,672
庁 舎 公 舎 管 理 費 (本 庁 舎 (行 政 棟) 改 修 事 業)	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	13,074,972
財 政 管 理 調 査 費 (予 算 編 成 支 援 シ ス テ ム 更 改 ・ 運 用 事 業)	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	231,685
通 信 対 策 事 業 費	令和 8 年度	204,710
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	949,152
児 童 相 談 管 理 シ ス テ ム 改 修 費	令和 8 年度	28,100
医 師 確 保 対 策 事 業 費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	医学臨床研修プログラム経費 に関する沖縄県とハワイ大学 との契約額167,622千円に為替 相場変動に伴う額を加えた額 を限度とする。
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和 8 年度から 令和 25 年度まで	36,363

事 項	期 間	限 度 額
経営体育成資金融通等利子補給金	令和8年度から 令和14年度まで	千円 2,728
令和7年度に沖縄県農業協同組合 及び全国農地保有合理化協会が沖 縄県農業振興公社に融資したこと によって損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から 令和16年度まで	沖縄県農業振興公社が事業 を行うため金融機関等から 資金を借り入れた場合の総額 179,653千円に約定利息と損失 が生じた場合の損失額及びそ の利息を加えた額を限度とす る。
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和7年度から 令和26年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を 行うため全国農地保有合理化 協会から資金を借り入れた場 合の総額420千円に約定利息 と損失が生じた場合の損失額 及びその利息を加えた額を限 度とする。
漁業近代化資金利子補給金	令和8年度から 令和27年度まで	61,584
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和8年度から 令和14年度まで	772
水産環境整備事業	令和8年度	177,857
水産生産基盤整備事業	令和8年度	120,000
県融資制度損失補償	令和7年度から 令和26年度まで	559,415
機械類貸与事業損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和8年度から 令和9年度まで	113,326

事 項	期 間	限 度 額
		千円
建設業指導監督費	令和8年度	345,015
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和8年度から 令和12年度まで	1,284,566
県単道路事業（管理）	令和8年度から 令和17年度まで	190,000
道路新設改良費（港湾課）	令和8年度	755,000
沖縄振興公共投資交付金（河川） （堰堤改良事業）	令和8年度から 令和9年度まで	395,448
住宅市街地総合整備費 （真喜良第二団地1期設備工事）	令和8年度	217,291
住宅市街地総合整備費 （石川団地造成工事）	令和8年度	277,500
公営住宅建設費 （平良北団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	2,096,056
公営住宅建設費 （松川団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	1,392,320
空港管理運営費	令和8年度	63,800
人材育成推進費 （県外進学大学生支援事業）	令和8年度から 令和13年度まで	92,400
企画管理費 （教育情報化推進事業）	令和8年度から 令和12年度まで	233,168
中学校教育用設備整備費	令和8年度から 令和12年度まで	18,648
県立中学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	24,992

事 項	期 間	限 度 額
教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校)	令和8年度から 令和12年度まで	千円 325,128
特別支援学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	43,491
学校建設費(高等学校)	令和8年度から 令和9年度まで	3,321,609
施設整備費(特別支援学校)	令和8年度から 令和9年度まで	4,600,105
教育財産管理費(特別支援学校)	令和8年度	87,500
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	令和8年度	560,192
情 報 管 理 費	令和8年度から 令和12年度まで	71,172
運 転 免 許 費	令和8年度から 令和12年度まで	108,371
捜 査 第 一 活 動 費	令和8年度から 令和13年度まで	335,320
災 害 対 策 費	令和8年度から 令和9年度まで	452,083

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	2,766,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	378,500			
緊急防災・減災事業	2,071,300			
那覇空港整備促進事業費	204,000			
通信施設改修事業	211,200			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	2,518,300			
脱炭素化推進事業	4,495,300			
本庁舎(行政棟)改修事業	1,112,000			
公共施設等適正管理推進事業 (ユニバーサルデザイン化事業)	32,200			
駐留軍用地跡地先行取得事業費	326,900			
第32軍壕保存・公開事業	8,600			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	267,700			
地域情報通信基盤運営事業費	9,500			
防災対策事業	1,908,800			
社会福祉施設整備事業	127,800			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	22,500			
施設整備事業 (一般財源化分)	136,200			
児童相談所整備事業	49,500			
公共事業等	12,408,300			
栽培漁業センター整備事業	12,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
緊急自然災害防止対策事業	5,303,300			
地域活性化事業	22,500			
宮古家保焼却施設等整備事業	50,000			
北部家保防疫資材 備蓄庫整備事業	56,000			
県有MICE施設改修事業	8,800			
県営住宅建設事業	2,296,200			
県単道路整備事業	522,700			
県単河川等整備事業	86,400			
交通事業	138,400			
緊急浚渫推進事業	802,300			
県単県営住宅整備事業	7,500			
警察庁舎等施設整備事業	142,000			
交通安全施設整備事業	294,200			
一般補助施設整備等事業	25,600			
学校教育施設等整備事業	826,800			
臨時高等学校改築等事業	884,300			
看護大学施設設備補助金事業	10,100			
特別支援学校整備事業	65,400			
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	280,000			
学校施設改装・改修事業費	53,200			
産業教育設備整備事業	19,700			
災害復旧事業	964,200			
合計	41,927,600			

令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和7年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,219,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

修正議決により 四拾字削除
 四拾字挿入



第 1 表 歳入歳出予算

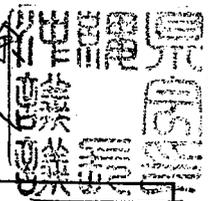
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		57,119,299 62,919,299 千円
	1 一般会計繰入金	57,119,299 62,919,299
2 県 債		23,100,000 17,300,000
	1 県 債	23,100,000 17,300,000
歳 入 合 計		80,219,299

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		80,219,299 千円
	1 公 債 費	80,219,299
歳 出 合 計		80,219,299

修正議決により 拾字削除
拾字挿入



第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: center;">千円</p> <p>23,100,000</p> <p>17,300,000</p>	<p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期)</p> <p>令和7年度。</p>	<p>年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	17,300,000			

総財第678号

令和7年3月28日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



再議書

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）において、令和7年3月28日に修正議決された議案「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」については、下記のとおり議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第4項の規定に基づき、再議に付する。

記

1 議会の権限を超え又は法令に違反すると認められる議決

(1) 甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算

第1表歳入歳出予算歳出の第12款公債費、第1項公債費の金額5,800,000千円を修正減額し、及び同表第13款諸支出金、第5項財政調整基金積立金の金額5,800,000千円を修正増額する議決

(2) 甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算

第1表歳入歳出予算歳入の第1款繰入金、第1項一般会計繰入金の金額5,800,000千円を修正減額し、及び同表第2款県債、第1項県債の金額5,800,000千円を修正増額し、並びに第2表地方債の借換債の限度額5,800,000千円を修正増額する議決

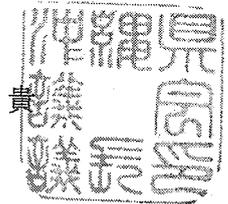
2 理由

当該修正議決は、長の提案した予算の趣旨を損なうものであり、地方自治法第97条第2項ただし書に規定する「長の予算の提出の権限を侵すことはできない」に抵触することから、議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認めるものである。

沖議局第1184号
令和7年3月28日

沖縄県知事
玉城康裕 殿

沖縄県議会議長
中川京 貴



再議に付された予算について

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）の3月28日に再議に付された「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」については、3月28日の会議において先の議決のとおり決定しました。



修正案提案理由（発言内容の文字起こし）

日付：令和 7 年 3 月 25 日

委員会名：令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）予算特別委員会

発言者：宮里洋史議員

発言内容：修正案提案理由

文字起こし作成者：沖縄県総務部財政課

この際、甲第 1 号議案に対する修正動議を提出いたします。

お手元に配布の通り甲第 1 号議案令和 7 年度沖縄県一般会計予算に対する修正案です。読み上げます。

令和 7 年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改め歳出の款・公債費、項・公債費を 571 億 5,472 万円に、款・諸支出金、項・財政調整基金積立金を 58 億 4,141 万 6000 円とする。

なお、歳入歳出の合計は変わりありません。詳細は添付の資料をご覧ください。修正内容としては、総務部所管の事項、公債管理特別会計繰出金のうち元金償還金 58 億円を減額し、全て財政調整基金積立金に同額を増額するものであります。

次に提案理由を述べさせていただきます。本修正案は甲第 19 号議案と連動しておりますので、その点も含めてご説明いたします。

予算審査の過程においては原案に計上されております、借換債 173 億円については、借換可能額 266 億円のうち一部借り換ええないという判断をしたとの答弁がありました。

従って借換可能な枠としては、差額の 93 億円が残っている形となります。

ところで、臨時財政対策債は毎年度総務省から提示される発行可能額があり、沖縄県は制度開始以来、一貫して発行可能額の満額を借り入れております。

一方で償還にかかる費用については、既往債に係る臨時財政対策債として、地方財政計画において財源保障がなされていることから、臨時財政対策債を借り換えず、実質的に繰り上げ償還することは、本来事業に充てることのできるキャッシュをみすみす取り逃がしてることと言っても過言ではございません。

借換債を増やすことについては、県債残高が増え、将来の財政運営に支障が出るのではないかという懸念もあると思いますが、財政運営のバロメーターの 1 つであります、実質公債比率は直近の数値で 7.3%、全国 5 位の低さ。

将来負担比率は 25.9%で、東京都に次ぐ全国 2 位の低さに留まっております。

実質公債比率全国平均が 10.1%、将来負担比率全国平均が 154.4%ということを考えれば今回提案をしております、58 億円の借換債を増額したとしても、県

債現在高 4,888 億円に比べわずか 1.2%の残高が増えることにとどまるわけであり、こうした比率への影響は特段危険視すべきものではないと考えます。

次に今回提案した 58 億円の考え方ですが、借り換え可能額 266 億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は 165 億円であり、原案の 173 億円の臨時財政対策債と一般債の借換債の予定額で按分した 107 億円との差額 58 億円を増額することにより、臨時財政対策債相当額の全額を借り換えることを求めています。

こうした積算を行った結果、甲第 19 号議案における一般会計繰入金が 58 億円減少するため、甲第 1 号議案において公債管理特別会計繰出し金を 58 億円減額し、後年度における事業財源として確保するため、同額を財政調整基金へ積み立てることとしております。

なお、今回借入を行わないとその枠はなくなります。

そして、一般会計予算の令和 7 年度事業執行に影響を及ぼすものでは、今回の修正案ではありません。

県民の暮らしのために本委員会各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上が本修正案の趣旨となります。

令和6年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和6年11月26日 開会 }
令和6年12月20日 閉会 } 25日間

沖 縄 県 議 会

与事業、それから潜在看護師の方の再就職支援事業など、新規養成、復職支援、離職防止、定着促進というふうな形で県全体で取り組んでいるところです。

それから、薬剤師の確保につきましては、県内各地域の差はございますけれども、県全体として10万人当たりの薬剤師数が全国で一番低いというふうな状況がございますので、現在は、県出身者が多く在籍する県外の大学での就職説明会、それから県内での就職を条件として奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などの事業を実施しており、そして県内国公立大学への薬学部を設置に併せて取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○宮里 洋史 議員 すみません、休憩で。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 県立病院の看護師等々含めて、住居手当に関しては、知事部局と同等の額で最高2万8000円を今お支払いしている状況なんですけれども、ただ、今議員御指摘のとおり、実は宮古・八重山、特に宮古のほうが家賃の高騰でかなり——平均的には本島とそれほど差はないんですけれども、かなり高額な家賃を払っている職員もいます。そういうことで、数か月前に宮古病院・八重山病院に出かけまして、住宅の状況を視察してきました。それで、実際県立病院で用意できている住宅はまだ少ないです。既存の建物については修理をするとか、それから今、実際宮古では民間の——宮古病院のOBの方が今アパートを造るということで準備を進めており、それからもう一つ、八重山病院は、旧八重山病院跡地に職員住宅を建てる計画を進めているところであります。看護師については以上です。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 分かりました。

引き続き、確保の取組、特に離島・中部・北部に対して、いろんな取組をよろしく願いいたします。

議長、休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮里 洋史 議員 (パネルを掲示) 最後7、沖縄県の財政状況についての質問でございます。

皆さん、このお手元のパネル、見ていただきたいんですけど、これは県の借金の推移です。僕が赤字で書いているのは、平成26年から10年間で1393億円返済しております。そのうち2番目、地方交付税交付金の代わりに地方で債券を発行していいよとされている臨時財政対策債の返還が1007億です。その下、通常の県債の返済が386億円。これ、相当借金返済していると思うんですけど、これの原資何か分かりますか。お聞きしたいと思います。原資は何ですか。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時4分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 公債費の支払い原資は、税等の一般財源となります。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時4分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮里 洋史 議員 (パネルを掲示) そうです。税金で一般財源の中で返済ができます。これは沖縄県の税金の推移です。平成16年から20年間で176%も上がっております。それで返済をしているんです。その税金で返済していたわけなんですけど、ここ5年で712億返済しております。しかし、財政課から頂いた資料では、そのうち返済しないでさらに借換えをして、返済期限を猶予できるお金が5年間で685億もあるんです。知事、執行部、それは知っていましたか。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 議員おっしゃるのは借換債のことだというふうに承知しておりますけれども、単年度の公債費負担の軽減を図るため、満期を迎えた既発債の一部を借り換えるための新規発行する県債のことを借換債と言っております。なぜ、この借換債を発行するかということにつきましては、銀行資金等の貸出期間が5年とか10年とか比較的短期間であるために既発債の満期を迎えた償還額相当の一部につきまして、それを借り換えるということで借換債を発行しているというような状況でございます。ですので、借換

え予定債の全てについて借り換えているわけではあり
ませんので、議員のおっしゃるとおりその分の差額が
出ているという状況でございます。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 これ、知事に知っているのかと聞
いたんですけど、次に行きます。

この685億円、私はなぜ県民のために使わないんだ
とっているんですよ。このお金があれば、私が本日
質問した県の組織体制の強化、子どもたちへの支援、
そして例えば宮古の大型遊具だったり、豪雨災害の前
のしゅんせつ工事だったり、バス代・給食費の無償
化、ましてや水道料金も上げなくてよかったんじゃ
ないですか。MICEの取組も東海岸についても、取組
が変わっていたんじゃないですか。給食費単独でも
685億あれば10年間小中学校完全無償化できますよ
ね。知事、これ知っていましたか。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 まず、本県の財政状況につ
いて御説明させていただきたいと思っております。

本県の財政は、歳入面では地方税の割合が低く、国
庫支出金や地方交付税の割合が高く、国の動向の影響
を受けやすい状況となっております。一方、歳出面で
は他県と同様に人件費や扶助費の割合が高く、弾力性
に乏しい構造でありますけれども、全国平均に比べ今
議員の御指摘のとおり、実質公債費比率、将来負担比
率、1人当たりの県債残高が低いと。また、主要3基
金についても一定の基金残高を確保しておりますの
で、現時点では堅実な財政運営ができていますとい
うふうに考えておりますが、今後もその取り巻く状
況を注視して慎重な財政運営に努める必要があるとい
うふうに考えております。今議員御提案の借換えを積
極的に行って事業を実施すべきではないかということ
の部分につきましては、借換債の発行に当たりまして
は、県債が将来の財政負担につながるものであること
を踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極め
ながら慎重に判断しております。今後も大前提とし
ましては、財政需要に基づいて、必要な事業につ
いては所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保して措
置してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮里 洋史 議員 休憩。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 (パネルを掲示) 皆さん、この
パネルを見てください。ちょっと見づらいんですけ
ど、これ人口順に並べた九州8県です。沖縄県が今一
番借金が少ないんです。見てください、一番借金が少
ない。これで、実質公債費比率は令和3年で全国で4
番目に負担が低い。そして将来負担比率は全国2位、
東京都の次に負担率低いんですよ、沖縄県。私たち
は政治家としてルールとお金の使い道を決めています。
この根幹を自分たちで動かさないと、知事の政治家と
しての能力を僕は疑わざるを得ません。数字の先
には、県民、子どもたちの未来があるんです。市町村財
政は逼迫して校舎造るのもどうしよう、PFIを入れ
ようと言っているのに水道料金を上げて、680億円を
税込で全部返して、使えるお金を。沖縄県はこれ、
680億使ったら破綻するんですか、いかがですか。

○中川京貴 議長 総務時間が過ぎましたので、答弁
はできません。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

新垣善之議員。

○新垣 善之 議員 ようやく3番手、沖縄自民党・
無所属の会、新垣善之、一般質問始めていきたいと思
います。

まず大問1、防災・減災について。

(1)、北部豪雨災害について。

ア、災害発生前に記録的短時間大雨情報は発出され
ていたと思うが、北部地域と県の災害対策本部、国と
の連絡体制、初動対応はどうだったか。そして、危機
管理監が担った具体的な役割・指揮系統は何かお願
いします。

○中川京貴 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

北部地域における大雨の対応について、県では、
11月8日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体
制及び沖縄県災害対策北部地方本部を設置するととも
に、市町村等と連絡を取っていたものの、災害対策本
部の設置の遅れや災害救助法の適用に関し連絡体制が
十分ではなかったことなどにより、災害発生のおそれ
段階での同法適用の機会を失いました。危機管理監で
ある私は、災害対策準備体制において非常の呼出し時
に参集できるように備えるとともに、関係部局に対し
て、把握している被害情報を知事等へ直接報告するこ
となどを指示していたところでございます。

以上です。

令和7年度 予算編成方針

令和6年10月
沖縄県

2 歳入

国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕捉し、経済情勢に即応して収入を算定するほか、新たな財源の積極的な確保に努めること。

(1) 県税

経済情勢の推移や税制改正、地方財政計画の動向等に留意しつつ、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努めるとともに、これまでの実績も踏まえ、的確に計上すること。

(2) 地方交付税

国の動向を見極めつつ、地方財政計画等を踏まえ、的確に計上すること。

(3) 県債

「新沖縄県行政運営プログラム」に掲げる目標に沿って、引き続き発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上すること。

また、国の動向を注視し、より地方財政措置のある有利な事業債を選択すること。特に、緊急に行うべき事業を対象として期間の定められた、緊急自然災害防止対策事業等の事業債については、事業実施の必要性や適債性を勘案の上、積極的に活用すること。

(4) 国庫支出金

国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、的確に計上すること。その際、国庫補助事業等の必要性、緊急性、課題等を適切に判断すること。

また、対象事業の拡大や交付要件の変更等については、国の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(5) 未収金の解消

県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「新沖縄県行政運営プログラム」に掲げる、県税の収入率向上のための徴収対策等の実施、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（平成27年8月）」及び「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（令和4年3月）」等に基づく適切な債権管理により解消に努めること。

また、債権の回収にあたって、サービサーに委託している場合においては、少なくとも年に1度は債務者等の状況を確認し、回収可能性等の観点から、委託対象債権を十分に検討すること。

(6) 使用料及び手数料の見直し

行政サービスの提供に要する経費をまかなえるよう「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」の観点からの見直しを踏まえて計上すること。